

令和元年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(9 月 6 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1	神奈川県青少年保護育成条例 新旧対照表	1
2	民生委員定数条例 新旧対照表	2
3	介護保険法施行条例 新旧対照表	3

1 神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第31条（略）  <u>（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）</u>            第31条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。第53条第4項第13号において同じ。）の提供を求めてはならない。</p> <p>第32条～第52条（略）            第53条（略）            2・3（略）            4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。            (1)～(12)（略）  <u>(13) 第31条の2の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの</u>  <u>ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者</u>  <u>イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者</u>  <u>(14)（略）</u>  <u>(15)（略）</u>            5～7（略）            第54条・第55条（略）</p>	<p>第1条～第31条（略）  <u>（新規）</u></p> <p>第32条～第52条（略）            第53条（略）            2・3（略）            4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。            (1)～(12)（略）  <u>（新規）</u></p> <p>(13)（略）            (14)（略）            5～7（略）            第54条・第55条（略）</p>

2 民生委員定数条例（平成 26 年神奈川県条例第 68 号）新旧対照表

改 正		現 行	
本則（略） 附 則（略） 別表		本則（略） 附 則（略） 別表	
市町村の区域	定数	市町村の区域	定数
(略)		(略)	
藤沢市	<u>520人</u>	藤沢市	<u>517人</u>
小田原市	<u>341人</u>	小田原市	<u>339人</u>
茅ヶ崎市	<u>328人</u>	茅ヶ崎市	<u>324人</u>
(略)		(略)	
厚木市	<u>303人</u>	厚木市	<u>300人</u>
(略)		(略)	
伊勢原市	<u>143人</u>	伊勢原市	<u>141人</u>
(略)		(略)	
葉山町	<u>53人</u>	葉山町	<u>52人</u>
(略)		(略)	
大井町	<u>39人</u>	大井町	<u>38人</u>
(略)		(略)	

3 介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）新旧対照表

改 正			現 行		
第1条～第5条（略） （公益代表委員の定数） 第6条 法第185条第1項第3号に規定する神奈川県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数は、 <u>12人以内</u> とする。 第7条～第13条（略） 附 則（略） 別表（第9条関係）			第1条～第5条（略） （公益代表委員の定数） 第6条 法第185条第1項第3号に規定する神奈川県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数は、 <u>90人以内</u> とする。 第7条～第13条（略） 附 則（略） 別表（第9条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～22（略）	(略)	(略)	1～22（略）	(略)	(略)
23 法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調査	介護サービス情報調査手数料	(1)～(17) (略) (18) <u>介護福祉施設サービス</u> 、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のうちいずれか1以上の調査 2万3,850円 (19) <u>介護保健施設サービス</u> 並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において行うものに限る。）のうちいずれか1以上の調査 2万3,750円 (20) <u>介護医療院サービス</u> 並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院において行うものに限る。）	23 法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調査	介護サービス情報調査手数料	(1)～(17) (略) (18) <u>介護老人福祉施設</u> 、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のうちいずれか1以上の調査 2万3,850円 (19) <u>介護老人保健施設</u> 並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において行うものに限る。）のうちいずれか1以上の調査 2万3,750円 (新規)

改 正			現 行		
		<p>) のうちいずれか1以上の調査 2万4,050円</p> <p>(21) <u>介護療養施設サービス</u>並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設及び<u>介護医療院</u>において行うものを除く。）のうちいずれか1以上の調査 2万3,150円</p>			<p>(20) <u>介護療養型医療施設</u>並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設_____に_____において行うものを除く。）のうちいずれか1以上の調査 2万3,150円</p>
24～26	(略)	(略)	24～26	(略)	(略)